

新旧比較表

現行 積算要領(R2.4)				改訂後 積算要領(R2.10)				備考
第2-1表 共通仮設費率				第2-1表 共通仮設費率				
対象額 適用区分 工種区分	1,000万円以下 下記の率とする A	1,000万円を超える場合 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。 b	20億円を超えるもの 下記の率とする A	1,000万円以下 下記の率とする A	1,000万円を超える場合 算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。 b	20億円を超えるもの 下記の率とする A		
水道工事(1)	12.85%	422.4	-0.2167	12.85%	422.4	-0.2167	4.08%	
水道工事(2)	13.32	485.4	-0.2231	13.32	485.4	-0.2231	4.08	
水道工事(4)	13.32	485.4	-0.2231	13.32	485.4	-0.2231	4.08	
構造物工事(浄水場等)	7.64	13.5	-0.0353	7.64	13.5	-0.0353	6.34	
算定式 $K_r = A \cdot P^b$	K_r : 共通仮設費 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値			算定式 $K_r = A \cdot P^b$	K_r : 共通仮設費 (%) P : 対象額 (円) $A \cdot b$: 変数値			
注) K_r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。								
第2-2表 共通仮設費率の補正				第2-2表 共通仮設費率の補正				
下表の適用条件に該当する場合、第2-1表の共通仮設費率に下表の補正係数を乗るものとする。								
適用条件		対象	補正係数	適用優先	適用条件		補正係数	適用優先
施工地域区分					施工地域区分	対象		
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。		1.5	1	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.5	1
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。		1.3	2	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。		1.2	3	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.2	3
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合		1.2	4	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.2	4
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区的場合。		1.3	5	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区的場合。	1.3	5
(注1)	市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。				(注1)	市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。		
	なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km ² 以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。					なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km ² 以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。		
(注2)	適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。				(注2)	適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。		

新旧比較表

現行 積算要領(R2.4)				改訂後 積算要領(R2.10)				備考																																																																									
第3-1表 現場管理費率					第3-1表 現場管理費率																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>純工事費 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円 以 下</th> <th>1,000万円を超えるもの 以 下</th> <th>20億円を超えるもの</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>A b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道工事(1)</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>水道工事(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>水道工事(4)</td> <td>27.45</td> <td>158.8</td> <td>-0.1089</td> <td>15.42</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>17.55</td> <td>26.9</td> <td>-0.0265</td> <td>15.25</td> </tr> </tbody> </table>					純工事費 適用区分 工種区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超えるもの 以 下	20億円を超えるもの	下記の率とする					算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A b	水道工事(1)	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	水道工事(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	水道工事(4)	27.45	158.8	-0.1089	15.42	構造物工事(浄水場等)	17.55	26.9	-0.0265	15.25	<table border="1"> <thead> <tr> <th>純工事費 適用区分 工種区分</th> <th>1,000万円 以 下</th> <th>1,000万円を超えるもの 以 下</th> <th>20億円を超えるもの</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>A b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道工事(1)</td> <td>34.56%</td> <td>56.6</td> <td>-0.0306</td> <td>29.39%</td> </tr> <tr> <td>水道工事(2)</td> <td>37.79</td> <td>229.8</td> <td>-0.1120</td> <td>20.88</td> </tr> <tr> <td>水道工事(4)</td> <td>37.59</td> <td>228.2</td> <td>-0.1119</td> <td>20.77</td> </tr> <tr> <td>構造物工事(浄水場等)</td> <td>32.26</td> <td>52.4</td> <td>-0.0301</td> <td>27.50</td> </tr> </tbody> </table>					純工事費 適用区分 工種区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超えるもの 以 下	20億円を超えるもの	下記の率とする					算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。					A b	水道工事(1)	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%	水道工事(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88	水道工事(4)	37.59	228.2	-0.1119	20.77	構造物工事(浄水場等)	32.26	52.4	-0.0301	27.50		
純工事費 適用区分 工種区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超えるもの 以 下	20億円を超えるもの	下記の率とする																																																																													
				算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																													
				A b																																																																													
水道工事(1)	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																																													
水道工事(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																													
水道工事(4)	27.45	158.8	-0.1089	15.42																																																																													
構造物工事(浄水場等)	17.55	26.9	-0.0265	15.25																																																																													
純工事費 適用区分 工種区分	1,000万円 以 下	1,000万円を超えるもの 以 下	20億円を超えるもの	下記の率とする																																																																													
				算定式より算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。																																																																													
				A b																																																																													
水道工事(1)	34.56%	56.6	-0.0306	29.39%																																																																													
水道工事(2)	37.79	229.8	-0.1120	20.88																																																																													
水道工事(4)	37.59	228.2	-0.1119	20.77																																																																													
構造物工事(浄水場等)	32.26	52.4	-0.0301	27.50																																																																													
<p>算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$: 現場管理費 (%) N_p : 対象純工事費 (円) $A \cdot b$: 変数値</p> <p>注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>					<p>算定式 $J_o = A \cdot N_p^b$: 現場管理費 (%) N_p : 対象純工事費 (円) $A \cdot b$: 変数値</p> <p>注) J_o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>																																																																												
第3-2表 現場管理費率の補正					第3-2表 現場管理費率の補正																																																																												
下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。					下表の適用条件に該当する場合、第3-1表の現場管理費率に下表の補正係数を乗するものとする。																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">適用条件</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大都市</td> <td>札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。</td> <td>1.2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり①</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合</td> <td>1.1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>				適用条件		補正係数	適用優先	施工地域区分	対象	大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1	一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2	一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3	市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4	山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																						
適用条件		補正係数	適用優先																																																																														
施工地域区分	対象																																																																																
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																																														
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																																														
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																																														
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																																														
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																																														
適用条件		補正係数	適用優先																																																																														
施工地域区分	対象																																																																																
大都市	札幌市の市街地部が施工箇所に含まれる場合 ※工種「構造物工事(浄水場等)」は適用しない。	1.2	1																																																																														
一般交通影響あり①	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5000台/日以上の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし常時通行止めの場合は対象外とする。	1.1	2																																																																														
一般交通影響あり②	一般交通影響あり①以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合(常時通行止めの場合を含む)。	1.1	3																																																																														
市街地	市街地部が施工箇所に含まれる場合	1.1	4																																																																														
山間僻地及び離島	人事院規則における徳地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5																																																																														
(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。					(注1) 市街地とは、人口集中地区(DID地区及びこれに準ずる地区)をいう。																																																																												
なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km ² 以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。					なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4000人/km ² 以上でその全体が5000人以上となっている地域をいう。																																																																												
(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。					(注2) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。																																																																												